

ETCマイレージサービス利用規約(新旧対照表) 令和4年6月1日版

旧(令和2年2月13日)	新(令和4年6月1日)																						
<p>(インターネットによる登録申込み)</p> <p>第5条 インターネットによるマイレージ登録の申込みは、五会社が指定する方法により登録事項の入力を行い、送信して行ってください。登録事項の入力が正しく行われていない申込みは受け付けられません。</p>	<p>(インターネットによる登録申込み)</p> <p>第5条 <u>インターネットによるマイレージ登録の申込みは、マイレージ登録申込者が有効な電子メールアドレスを保有する場合に限り行うことができます。</u></p> <p><u>2 インターネットによるマイレージ登録の申込みは、五会社が指定する方法により登録事項の入力を行い、送信して行ってください。登録事項の入力が正しく行われていない申込み(有効な電子メールアドレスの記載がない申込みを含みます。)</u>は受け付けられません。</p>																						
<p>(マイレージ登録の通知等)</p> <p>第8条 五会社は、マイレージ登録を完了したときは、マイレージ登録者に対し、マイレージID及びパスワードを発行するとともに、当該マイレージID及びパスワードその他の登録事項を、<u>マイレージ登録されている住所に書面をもって</u>通知します。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 五会社は、前項による照会を受けたときは、マイレージID及びパスワードを、照会方法に応じて次表に掲げる方法により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="231 1104 1430 1335"> <thead> <tr> <th>照会方法</th> <th>通知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット</td> <td>マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信。</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージIDのみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。</td> </tr> <tr> <td>書面</td> <td>マイレージ登録されている住所への書面の送付。</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～8 (略)</p>	照会方法	通知方法	インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信。	電話	マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージIDのみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。	書面	マイレージ登録されている住所への書面の送付。	<p>(マイレージ登録の通知等)</p> <p>第8条 五会社は、マイレージ登録を完了したときは、マイレージ登録者に対し、マイレージID及びパスワードを発行するとともに、当該マイレージID及びパスワードその他の登録事項を、<u>申込方法に応じて次表に掲げる方法により</u>通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1498 835 2683 974"> <thead> <tr> <th>申込方法</th> <th>通知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット</td> <td>マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信</td> </tr> <tr> <td>郵送</td> <td>マイレージ登録されている住所への書面の送付</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>5 五会社は、前項による照会を受けたときは、マイレージID及びパスワードを、照会方法に応じて次表に掲げる方法により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1108 2683 1339"> <thead> <tr> <th>照会方法</th> <th>通知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット</td> <td>マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージIDのみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。</td> </tr> <tr> <td>書面</td> <td>マイレージ登録されている住所への書面の送付</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～8 (略)</p>	申込方法	通知方法	インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信	郵送	マイレージ登録されている住所への書面の送付	照会方法	通知方法	インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信	電話	マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージIDのみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。	書面	マイレージ登録されている住所への書面の送付
照会方法	通知方法																						
インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信。																						
電話	マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージIDのみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。																						
書面	マイレージ登録されている住所への書面の送付。																						
申込方法	通知方法																						
インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信																						
郵送	マイレージ登録されている住所への書面の送付																						
照会方法	通知方法																						
インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信																						
電話	マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージIDのみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。																						
書面	マイレージ登録されている住所への書面の送付																						
<p>(ポイントの照会等)</p> <p>第15条 マイレージ登録者は、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話によりマイレージ管理口座に計上されたポイント又は還元額を五会社に照会することができます。</p> <p>2 五会社は、マイレージ登録者がポイント残高のお知らせを希望する旨届け出ている場合は、ETCマイレージサービスのホームページにおいて周知する通知内容について、マイレージ登録者が<u>希望する通知方法により</u>通知します。</p>	<p>(ポイントの照会等)</p> <p>第15条 マイレージ登録者は、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話によりマイレージ管理口座に計上されたポイント又は還元額を五会社に照会することができます。</p> <p>2 五会社は、マイレージ登録者がポイント残高のお知らせを希望する旨届け出ている場合は、ETCマイレージサービスのホームページにおいて周知する通知内容について、マイレージ登録者に<u>応じて次表に掲げる方法により</u>通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1654 2683 1879"> <thead> <tr> <th>マイレージ登録者</th> <th>通知方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者</td> <td>マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信</td> <td>ただし、令和4年5月以前に郵送通知を希望していたマイレージ登録者へはマイレージ登録されている住所への書面を送付します。</td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレスをマイレージ</td> <td>マイレージ登録されている</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	マイレージ登録者	通知方法	備考	電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信	ただし、令和4年5月以前に郵送通知を希望していたマイレージ登録者へはマイレージ登録されている住所への書面を送付します。	電子メールアドレスをマイレージ	マイレージ登録されている														
マイレージ登録者	通知方法	備考																					
電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信	ただし、令和4年5月以前に郵送通知を希望していたマイレージ登録者へはマイレージ登録されている住所への書面を送付します。																					
電子メールアドレスをマイレージ	マイレージ登録されている																						

			登録していないマイレージ登録者	住所への書面の送付	
(届出事項の変更等) 第21条 マイレージ登録者は、次表に掲げる届出事項に変更があった場合は、次表に掲げる届出方法により、速やかに五会社に届け出てください。			(届出事項の変更等) 第21条 マイレージ登録者は、次表に掲げる届出事項に変更があった場合は、次表に掲げる届出方法により、速やかに五会社に届け出てください。		
届出事項	届出方法	備考	届出事項	届出方法	備考
氏名	所定の書面(氏名変更を証する書面を添付してください。)	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限りです。	氏名	所定の書面(氏名変更を証する書面を添付してください。)	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限りです。
生年月日	所定の書面(生年月日の変更(訂正)を証する書面を添付してください。)	法人の場合、創立記念日等	生年月日	所定の書面(生年月日の変更(訂正)を証する書面を添付してください。)	法人の場合、創立記念日等
住所	インターネット、電話又は所定の書面		住所	インターネット、電話又は所定の書面	
電話番号	インターネット、電話又は所定の書面		電話番号	インターネット、電話又は所定の書面	
ETC 車載器情報 (ETC 車載器管理番号)	インターネット、電話又は所定の書面		ETC 車載器情報 (ETC 車載器管理番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
ETC 車載器情報 (車両番号)	インターネット、電話又は所定の書面		ETC 車載器情報 (車両番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面		登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面	
電子メールアドレス	インターネット		電子メールアドレス	インターネット	
お知らせメールの希望の有無	インターネット		お知らせメールの希望の有無	インターネット	
ポイント残高のお知らせ(第 15 条第 2 項の通知をいいます。)の希望の有無	インターネット、電話又は所定の書面	ポイント残高のお知らせを電子メールでの通知に変更する場合は、インターネットによる届出に限りです。	ポイント残高のお知らせ(第 15 条第 2 項の通知をいいます。)の希望の有無	インターネット、電話又は所定の書面	インターネット又は電話による届出は「通知を希望しない」又は「電子メールにて通知」への変更に限ります。 また、所定の書面による届出は、郵送通知を「希望しない」に変更する場合には限りです。
自動還元サービスの希望の有無	インターネット、自動音声ダイヤル、電話又は所定の書面		自動還元サービスの希望の有無	インターネット、自動音声ダイヤル、電話又は所定の書面	
2～5 (略)			2～5 (略)		
(免責事項) 第27条 一～三 (略)			(免責事項) 第27条 一～三 (略)		

<p>四 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害若しくは事故又は郵送上の事故により、ETCマイレージサービスの利用が遅延し又は不能となったとき</p> <p>五 五会社の責に帰することができない郵送上の事故又は通信上の盗聴、妨害若しくは事故により、マイレージ登録申込者又はマイレージ登録者の個人情報が漏えいし又は窃取されたとき</p> <p>六 五会社がこの規約で定める手続に従って本人確認を行った場合において、パスワードその他の個人情報に盗用その他の不正行為があったとき</p> <p>2（略）</p>	<p>四 <u>マイレージ登録申込者又はマイレージ登録者の通信環境、コンピューター環境その他の事由により、ETCマイレージサービスが正常に利用できないとき</u></p> <p>五 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害若しくは事故又は郵送上の事故により、ETCマイレージサービスの利用が遅延し又は不能となったとき</p> <p>六 五会社の責に帰することができない郵送上の事故又は通信上の盗聴、妨害若しくは事故により、マイレージ登録申込者又はマイレージ登録者の個人情報が漏えいし又は窃取されたとき</p> <p>七 五会社がこの規約で定める手続に従って本人確認を行った場合において、パスワードその他の個人情報に盗用その他の不正行為があったとき</p> <p>2（略）</p>
<p>附 則 （実施期日）</p> <p>1 この規約は、令和2年2月13日から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日）</p> <p>1 この規約は、<u>令和4年6月1日</u>から実施します。</p>